

女性活躍推進法に基づく 医療法人東陽会 行動計画

男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境を実現するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和5年7月31日

2. 目標

目標： 計画期間内に、男性職員の育児休業を1人以上取得すること

3. 取組内容・実施時期

令和4年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、就業規則（育児休業に関する規程を含む）の閲覧促進と管理職を対象とした研修の実施。

令和5年4月～ 育児休業中の職員で希望する者を対象とした職場復帰のための講習会を実施。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性の割合・・・55.5%（令和4年1月1日現在）

掲載日 令和4年4月1日